

# 令和2年度群馬県食品衛生監視指導計画の概要

## ～計画のポイント～

- ①HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するため、県内事業者に対する導入支援をより一層強化します。
- ②令和2年3月末に食品表示法に基づく食品表示への経過措置期間が終了することから、食品表示監視指導の充実・強化を図ります。
- ③令和2年8月に開催される令和2年度全国高等学校総合体育大会における食品事故等の未然防止対策として、また東京オリンピック・パラリンピック、群馬デスティネーションキャンペーン開催等による観光客増加に備え、旅館等への監視指導を強化します。
- ④子ども食堂などの福祉目的に食事を提供している施設やフードバンク活動に対して、食品衛生に関する助言・指導等を行います。

## 策定の目的

食品衛生法第24条第1項の規定により、都道府県等は、地域の実情を踏まえて、監視指導の実施に関する計画を定めることとしています。

群馬県食品衛生監視指導計画は、食品関係施設への監視指導や県内流通食品の検査について定め、本県の食品安全確保を目的としています。

## 適用区域及び実施期間

- ・適用区域・・・群馬県内全域（中核市を除く）
- ・実施期間・・・令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 監視指導の実施体制

- ・食品・生活衛生課・・・監視指導計画及びその他の施策の策定、公表  
国、他都道府県市、庁内関係各課との連絡調整
  - └ 食品安全推進室・・・食品表示監視・指導、食品衛生・食品表示に関する情報の提供、リスクコミュニケーションの実施、食品衛生検査施設の信頼性確保
  - ・保健福祉事務所・・・食品関係施設の監視指導
  - ・食肉衛生検査所・・・と畜検査、食鳥検査及び衛生指導
  - ・衛生環境研究所・・・発生事案に係る検査、有害物質モニタリング検査
  - ・食品安全検査センター・・・食品の規格・基準の検査（微生物検査、理化学検査）
- ※厚生労働省、消費者庁、県内中核市、他自治体及び警察等と連携、協力しています。

## 食品関係施設への監視指導

### ○ 重点的に取組む事項

#### 1 食品安全対策の推進

##### (1) 食中毒未然防止対策の強化

県内及び全国の食中毒発生状況を踏まえ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター、サルモネラ属菌、自然毒、アニサキスを中心に発生防止対策を強化します。

また、広域食中毒に迅速に対応するため、感染症を含めた情報について群馬県広域食中毒・感染症連携会議を通じて中核市と情報共有を図ります。

##### (2) HACCPに沿った衛生管理の導入支援

事業規模や業種の特性を踏まえ、厚生労働省が公開している手引書を活用して、HACCPに沿った衛生管理の導入支援に努めます。

- (3) 残留農薬等に係る食品衛生確保
- (4) 輸入食品対策
- (5) 食物アレルギー対策
- (6) 放射性物質汚染食品対策

## 2 食品表示の信頼確保

食品表示関係法令に基づく食品表示監視指導の充実・強化を図るとともに、事業者に対し、食品表示関係の情報提供を行います。

### ○ 特別監視指導計画

観光地やイベント会場における食品事故の未然防止対策として、宿泊施設や臨時営業施設等の監視指導を行います。

### ○ 災害発生時の食品衛生の確保

災害発生時の被災地における食品衛生の確保に努めます。

## 立入検査計画

食品関係施設を食品衛生上の観点から重要度を評価し、A～D ランクに分類し監視指導を行います。

ランク	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	合計
立入回数	年 3 回以上	年 2 回以上	年 1 回以上	50%以上	
対象施設数	5	378	5,886	28,290	34,559
監視目標回数	15	756	5,886	14,145	20,802

## 食品等の検査

県内で生産、製造、流通等される食品の衛生検査を実施します。

- ・ 理化学検査・・・ 1,110 検体
- ・ 微生物検査・・・ 525 検体
- 合計 1,635 検体

## リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報発信を充実するとともに、県民と食品等事業者との相互理解を促進します。

- 1 本計画の策定にあたって、広く県民の意見を聴取し計画に反映させます。
- 2 県民や事業者との意見交換会や講習会等を開催します。
- 3 県ホームページ、県公式フェイスブックや情報紙等の充実を図り、県民へ食品衛生・食品表示に関する最新情報を提供します。

## 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進

制度移行までの期間は、H A C C P に沿った衛生管理の周知を図るとともに、手引書により業種別に各食品等事業者に対して普及啓発・導入支援を行います。

## 食品衛生に係る人材育成及び資質向上対策

- 1 食品衛生等に関する職員に研修会を実施するとともに、国が開催する研修会等へ積極的に派遣します。
- 2 県が委嘱している食品衛生推進員の知識、技術向上のため研修会を開催します。